

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度第2回 出水警察署協議会
会 議 日 時	令和6年11月15日（金）午後3時～午後5時
会 議 場 所	出水警察署2階会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下7人 2 県公安委員会委員 1人 3 警察署 署長以下8人
1 開会 2 会長挨拶 3 公安委員会委員挨拶 4 署長挨拶 5 協議 協議は、会長の進行で行われ、各事項について、次のとおり協議した。 (1) 管内の治安情勢及び業務推進状況 署長が当署の治安情勢等について説明 ○ 犯罪状況等（刑法犯の認知・検挙状況等） ○ 特殊詐欺等（発生状況，SNS型投資詐欺・SNS型ロマンス詐欺が急増している現状等） ○ 少年犯罪等 ○ 人身安全関連事案等 ○ 交通事故発生状況、交通違反取締り状況等 ○ 地域警察官の活動状況等 ○ 防災関係等 ○ 会計関係 ○ 警察安全相談等 ○ 各種活動状況 (2) 警察行政に対する意見・要望等について ア <u>改正道路交通法について</u> 要望：11月から改正の道路交通法の自転車関係について教えてください。 （特にスマホを使いながら。） これに関して中・高生向けに周知はどうされていますか。	

回答：11月1日施行の改正^{しこう}道路交通法に関する質問です。

初めに改正点から御説明いたします。

大きな改正点は2点あり、1点目は自転車の酒気帯び運転に罰則が設けられた点です。

自転車の飲酒運転は、従来、「酒酔い運転」に限り罰則が適用されていましたが、改正により「酒気帯び運転」にも罰則が適用されるようになりました。また、自転車を提供した人や酒類を提供した人、同乗した人も罰則の対象です。

2点目は御質問にもありました携帯電話使用に関する改正です。自転車乗車中の携帯電話の使用は、従来、各都道府県の公安委員会規則で禁止されていましたが、改正道路交通法により、罰則規定が新設されています。

自動車と同様、スマートフォンなどを手に持って、通話のために使用した場合やスマートフォンなどを手に持って、その画面を見続けた場合が罰則の対象です。

次に改正道路交通法の周知方法についてです。

鹿児島県警察では、広く改正道路交通法の浸透を図るため、新聞やラジオ等のメディアや鹿児島県警察ホームページ等、インターネットを活用した広報活動を行っており、特に中高生を含む若者向けには、インスタグラム、ツイッター及びエックスの3つのSNSを活用し、改正内容について広報しています。

当署につきましては、今お話した広報方法の何れからも情報を得る機会がなかった中・高生にも、改正内容が確実に周知されるように出水市教育委員会や管内の各学校長宛てに生徒・児童に対する広報、指導をお願いする依頼文を発出しています。

今後も街頭活動、交通教室等、あらゆる機会を通じて広報活動を継続してまいります。

更問：具体的に罰則について教えてください。

回答：自転車の酒気帯び運転の罰則は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金と自動車と同様の罰則です。

また、携帯電話使用等の罰則については、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金ですが、携帯電話を使用した結果、交通事故等の交通の危険を生じさせた場合には1年以下の懲役又は30万円以下の罰金とさらに厳罰化されています。

更問：免許の点数はどうなりますか。

回答：自転車は免許のいらぬ乗り物であり、免許取得をしていない方も運転しています。ですので、免許の点数関係の処分はありません。

その代わりに、自転車運転者講習を受講していただくこととなります。

自転車運転者講習というのは、自転車で一定の違反を3年以内に2回以上行い、交通切符を交付、又は人身事故により事件送致された者等に県公安委員会から自転車運転者講習を受講するように命ずる制度です。

講習は3時間あり、講習手数料として6,000円支払う必要があります。

また、受講命令に従わない場合は5万円以下の罰金となります。

イ キッズゾーンの表記について

要望：キッズゾーンと表記されているが、「キッズ=子供」と分からない方もいるので日本語表記にしてもらいたいとの意見がある。(全体的に)

回答：交通規制等の表記を日本語表記にした方が良いのではという御意見です。

まず、意見であげていただいたキッズゾーンについて、まだ一般的に浸透していない施策だと思しますので、紹介を兼ねて説明させていただきます。

令和元年5月に滋賀県大津市で散歩中の保育園児たちが事故車両の巻き添えになり、16人が死傷した痛ましい事故を受け、内閣府や厚生労働省が事故防止の施策として創設したのがキッズゾーンです。

スクールゾーンが小学校等の通学路に設けられるのに対し、キッズゾーンは保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため設けられています。設置につきましては、各市町村となりますが、警察も市町村が設置をする際は、連携してキッズゾーン内の交通規制の充実を図ることとなっています。現時点では、出水署管内にキッズゾーンの設置はありません。

キッズゾーンには、一般的にカタカナでキッズゾーンと路面標示があるものと承知していますが、キッズゾーンという言葉は、今お話したように警察ではなく、他機関のつけた名称であり、設置も市町村となりますので、英語を使用していることの是非につきまして

は回答を差し控えさせていただきます。

一方、警察の行う交通規制に関するものでも、生活道路の安全を確保するための施策として

ゾーン30

等英語を使用しているものがありますので、貴重な御意見として県警察の交通規制業務を主管する交通規制課にも報告させていただきます。

ウ 暴走車両について

要望：高尾野町柴引地区の出水から阿久根に通ずる農道は、夜間バイクがすごい音を鳴らして走っている。

回答：暴走バイクに関する御意見です。

出水署では暴走志向の傾向のある少年を始めとした若者の動向把握を継続的に実施していて、本年6月には、暴走行為を繰り返していた少年を無免許運転で検挙しております。

また、運転行為が認められないものの、少年等が集まっていた場合に積極的に職務質問を実施し、運転者の把握に努め、改造バイクや運転手の情報を収集、記録化することで暴走行為を抑止したり、事後の捜査において活用しているところです。

今後も取締りを継続し、悪質・危険な運転者の排除に努めてまいりますので、迷惑行為の車両を見たり聞いたりした場合は是非連絡をお願いします。

エ 外国人の自転車のマナーについて

要望：高尾野町の県道を夕方から夜間にかけて、外国人が自転車で無灯火運転や並走(4人くらい)したりしていて危険である。

回答：外国人の自転車のマナーに関する御意見です。

出水市役所のホームページによると、出水市には、令和6年9月1日現在で1,100人を超える外国人が居住していて、出水市の住民全体に占める割合は2.17%となっています。

その中で、特に、技能実習生として来日している外国人の移動手段とし自転車が利用されているものと承知しています。

出水署では、警ら中に自転車の違反行為を目撃した際には日本人、外国人を問わず、指導取締りを実施しているほか、先ほどスライド

でも紹介させていただいたように外国人を雇用している事業所からの依頼を受け、技能実習生への自転車のルールに関する交通講話を定期的の実施しています。

また、出水市の実施している多文化共生の取組の中で、本年から外国人雇用主への交通講話や外国人に対する交通講話も実施されることとなったため警察官が参加し、外国人だけでなく、雇用主への教育も実施しています。

今後とも関係機関・団体と連携し、外国人への自転車ルールの広報啓発活動を推進してまいります。

パトロールの際、非常に参考になりますので、自転車の交通違反を目撃した際は、是非御連絡ください。

オ 「県警あんしんメール」の活用状況・登録状況

要望：「県警あんしんメール」はとても役立ちます。

回答：県警察では、県内で発生した

- 子供及び女性に対する声掛けやつきまとい事案や公然わいせつ事案
- 強盗等重要又は特異な犯罪発生の情報
- うそ電話詐欺の発生及び被害防止情報
- 高齢者等の行方不明事案情報
- 防犯パトロール等に有益な情報

などを、「県警あんしんメール」で配信しています。

配信状況については、

令和4年中	794回
令和5年中	786回
令和6年9月末現在	470回

となっています。

登録会員数については、

令和6年9月末現在 2万2,245人

が会員登録しています。

カ 闇バイト事案

要望：都市部で発生している強盗事件や不審者等に対する防犯対策について伺いたい。

回答：「闇バイト強盗」と証される凶悪事件が広域で発生しており、住

民の方々に「もしかしたら自分も被害に遭うかもしれない。」という不安感が広がっています。背景には、主にSNS等の媒介で見知らぬ者同士が離合集散を繰り返しながら、犯行を企て敢行していることから、兆候として地域外からの者が下見等を行うことを考え、地域の自治会等に広報・啓発活動を行い、地域の見守りで普段見掛けない不審者・訪問者を見たり、聞いたりした場合、通報していただき、都度、確認をしていくことを繰り返し行うことが対策につながると考えているので遠慮せずに通報等の協力をお願いしたい。

(3) 次回開催日程等について

次回開催日について、委員からは特に意見がなく、事務局提案のとおり、令和7年2月頃に開催する方向で調整を進めることに決定した。

6 講評（県公安委員会委員）

本日の同協議会の協議をお聞きしまして、

・ 委員の皆様が地域の安全安心に高い関心を抱かれていること。
を感じました。

県公安委員会では、

- ・ 県内のうそ電話詐欺、SNS型投資及びロマンス詐欺が10月末で12億円と突出した被害額となっていること。
- ・ その約80%の方が「まさか自分が被害に遭うと思っていなかった。」とのこと。
- ・ 被害防止対策について、自分のことと認識してもらうために実際の事例で広報すること。
- ・ その際、個人を特定されない形での広報すること。
を要望しました。

備 考